

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

リビング・ニーズ保険金

お支払い できる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命6カ月以内と判断される場合

請求時において、余命6カ月以内と判断されるため、リビング・ニーズ保険金をお支払いします。

お支払い できない場合

医師から余命1カ月と診断されたものの、その後、身体の状態が回復した等の理由によって、請求時において、余命6カ月以内ではなくなったと判断される場合

請求時において、余命6カ月以内と判断できないため、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。

解説

- リビング・ニーズ保険金は、医師が記入した診断書や必要書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命6カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。
- 余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6カ月であることをいいます。したがって、医師から余命6カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命6カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。
- お支払金額は、死亡保険金額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人が指定した保険金額（3,000万円が限度）から、請求日より6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額となります。